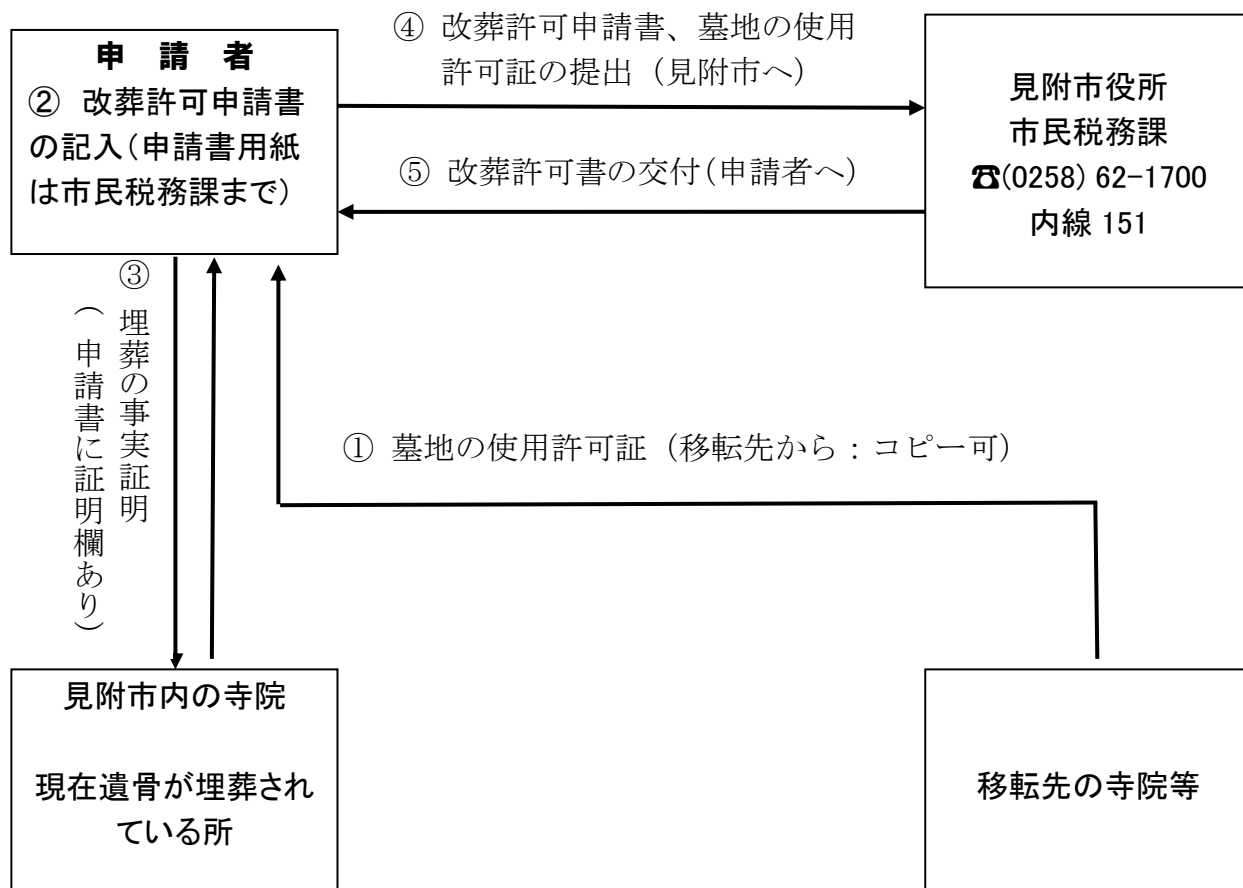


改葬許可書証交付手続き



- ① 遺骨を移したい人(申請者)は、移転先の寺院から墓地の使用許可証を取得する。
(墓地の使用許可証は、特定の様式はない。)
例: 遺骨受入承諾書、受入証明書、墓所使用承諾書、墓地使用承認証
- ② 申請者は、改葬許可申請書を取り寄せ、記入する。
(申請書用紙は、市HPからも入手可能)
- ③ 見附市内の寺院から埋葬(納骨)証明をもらう。
(申請書に証明欄があるが、別用紙でも可)
- ④ 改葬許可申請書、墓地の使用許可証を見附市市民税務課へ提出する。
(墓地の使用許可証はコピーでも可)
郵送の場合は、返信用封筒(切手貼付、送付先明記)を添付する。
- ⑤ 提出書類を審査し、改葬許可証を申請者へ交付する。(手数料は不要)

《提出先・問合せ先》

〒954-8686 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
見附市市民税務課 市民相談係

TEL (0258) 62-1700 内線151